

## 条件付き一般競争入札公告

社会福祉法人ステップさが の発注する「社会福祉法人ステップさが新築工事」の条件付き一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成 30 年 7 月 6 日  
社会福祉法人ステップさが 理事長 深川 英之

### 1.入札に付する事項

- (1) 工事名 社会福祉法人ステップさが 新築工事
- (2) 工事場所 佐賀市鍋島町大字鍋島字一本杉 2012 番 8、2012 番 9、2012 番 11
- (3) 予定期工 契約締結の日から平成 31 年 2 月 15 日まで

### 2.工事概要

建築用途 : 就労継続支援施設  
構造 : S 造 2 階建て 延べ床面積 588.54 m<sup>2</sup>  
(1 階床面積 : 302.54 m<sup>2</sup>、2 階床面積 : 286.00 m<sup>2</sup>)  
敷地面積 : 1,771.79 m<sup>2</sup>

### 3.入札方法等

- (1) 入札方法 条件付き一般競争入札
- (2) 予定期格 非公表
- (3) 最低制限価格 有 (非公表)
- (4) 入札保証金 無

### 4.入札参加資格

- (1) 本工事の入札に参加できる者は次に掲げる要件を全て満たす者とする
  - ア 平成 29・30 年度 佐賀県建設業施工能力等級表 (建築一式工事) の佐賀県内において、総合点数が 1000 点以上の A 等級の者
  - イ 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 26 条に規定する技術者を施工現場に専任で配置できること
  - ウ この公告の日から開札の日までの間のいずれの日においても、次に掲げる指名停止措置又は指名回避措置 (以下「指名停止等の措置」という) を受けていなこと
  - エ a) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けていない者であること
  - エ b) 本工事の開札の日までに会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生又は再

生手続きの申し立てがなされた者でないこと

#### 5.条件付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付期間 公告の日から平成30年7月12日（木）まで  
ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く
- (2) 問合せ・受付時間 午前10時から午後4時まで
- (3) 提出書類 ア 建設業法許可証の写し
- (4) 提出方法 郵送または持参のみ〔7月12日（木）午後4時必着〕
- (5) 提出・問い合わせ先

〒849-0937 佐賀市鍋島三丁目3-20

社会福祉法人ステップさが 土橋 宛て

参加資格申請内容確認後、参加いただける方にはFAXにてご連絡し、設計図書の配布の際に「入札参加資格確認通知書」はお渡しいたします。

#### 6.設計図書の配布

- (1) 入札参加資格ありと確認された業者には設計図書等〔入札説明書、入札書式等、図面・仕様書（CD-ROM）〕を平成30年7月13日（金）より配布する。  
時間は午後3時から午後4時まで。（現場説明会は行わないものとする）
  - (2) 配布した図面・仕様書（CD-ROM）は入札当日持参し、返却するものとする
  - (3) 配布場所
- 〒849-0937 佐賀市鍋島三丁目3-20
- 社会福祉法人ステップさが 本部事務局にて

#### 7.入札日程等

- (1) 質疑書の提出日時 平成30年7月20日（金）午後5時まで  
株式会社アルフデザイン迄 E-mailにて文書（Excel等 質疑書データ）を  
お送りください。 アドレス：shimamoto@alph-desingn.com  
質疑回答日 平成30年7月23日（月）文書にて午後から送信元へ返信致します。
- (2) 入札予定日 現場説明施行通知書のとおり

#### 8.落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内であってかつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする
- (2) 予定価格の範囲内であってかつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する 尚、入札は2回までとする
- (3) 上記（2）によっても落札者がいない場合は、最低金額入札者と協議を行うものと

する

## 9.入札に当たっての注意事項

- (1) 代理人をして入札する場合には委任状を提出すること
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること
- (4) 下記の各項目に該当する入札は無効とする
  - ①入札に参加する資格がない者がした入札
  - ②郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
  - ③次に掲げる入札をした者がした入札
    - ア 入札書に押印のないもの
    - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
    - ウ 押印された印影が鮮明でないもの
    - エ 記載すべき事項の記入がないもの、又は記載した事項が明らかでないもの
    - オ 代理人で委任状を提出しない者が入札したもの

## 10.契約方法等

- (1) 様式契約に関する細目は（旧四会）連合協定工事請負契約約款に準拠する（必要に応じた補正を行うこと）
- (2) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」第 13 条第 1 項の主務省令で定める事項について、書面に記載し契約書に添付すること
- (3) 契約保証金の徴収は免除する
- (4) 工事履行保証措置は工事履行保証保険（工事請負額の 10 分の 1 以上の金額を保証）にすることとし、工事完成保証人制度は採用しない
- (5) 契約の履行については、発注者及び管理者の指示に従うこと
- (6) 一括下請契約は行わないこと